

ひめボス宣言事業所ロゴマーク等使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記のひめボス宣言事業所及びひめボス宣言事業所スーパープレミアムロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、愛媛県（以下「県」という。）に帰属する。

(使用制限)

第3条 ロゴマークは、県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) ひめボス宣言事業所認証制度要綱により、ひめボス宣言事業所及びひめボス宣言事業所スーパープレミアムとして認証を受けた事業所
- (2) 報道機関等（ただし、報道の目的で使用する場合に限る。）
- (3) その他知事が認めた者

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークについては、ひめボス宣言事業所及びひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証を受けていることを広報する目的にのみ使用し、次の目的の使用は禁ずる。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- (2) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (4) ロゴマークを用いて知的財産に関する権利を取得すること。

(使用方法)

第5条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークのデザインを変更しないこと。
- (2) ロゴマークの縦横比率を変更しないこと。
- (3) ロゴマークの色相及び色調を変更しないこと。ただし、モノクロームで使用する場合など、印刷物等の仕様によりこれにより難しい場合は、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(苦情処理)

第7条 ロゴマーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告及び調査等)

第8条 県は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(使用の中止)

第9条 県は、ロゴマーク使用者が第4条に定める使用目的に反する使用を行った場合、又はその他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の中止を命じることができる。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用の中止を命じられた当該使用者は、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

3 県は、第1項の命令により当該使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月19日から施行する。

別記

ひめボス宣言事業所 ロゴマーク



ひめボス宣言事業所スーパープレミアム ロゴマーク

